# 鳥取市環境審議会（平成２５年度第２回）　議事録

１．日　時　平成２６年1月１０日（金）１３：３０～１４：４５
２．場　所　市役所本庁舎６階第１会議室
３．出席者　（委員）
　　岡崎会長、房安副会長、杉本委員、藤沼委員、増田委員、乾委員、佐々木委員、竹本委員、山内委員、山本委員、牛尾委員、手島委員、平尾委員
（事務局）
　　藤井部長、牧課長、米村参事、山本課長補佐、谷重主査、佐々木主査、房安主幹、淺井主事
４．審議事項
（１）鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定について
（２）消費税率引き上げ（５%～８%）に係るごみ処理手数料の改定について
５．議事録署名委員選出　増田委員、乾委員
６．議事概要　以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

| 発言者 | 発言内容 |
|---|---|
| 事務局 | 定刻になりましたので、只今から、平成２５年度第２回鳥取市環境審議会を開会いたします。 |
| 藤井部長 | （あいさつ） |
| 事務局 | それでは、これ以降の進行につきましては、岡崎会長に議長をお願いいたします。 |
| 会長 | それでは、審議会日程３番目は議事録署名委員選出となっています。増田委員、乾委員にお願いしたいと思います。よろしいですか。<br>４番目の議事に入ります。１番目の「鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定について」、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | （資料説明） |
| 会長 | ありがとうございました。前回の審議会では、騒音規制の地域指定について、旧市域内の工業団地では、騒音規制法による工業地域の規制がされていたが、新市域内の工業団地では、騒音規制法の規制がされないまま現在に至っています。それらの工業団地では、２４時間通してとなる騒音規制法の規制がかかっていない状況であり、形式的には県条例の深夜騒音の規制のみが適用されています。どうもアンバランスのまま現在に至っていることから、今回整理してこれらの工業団地に騒音規制法の工業地域の規制をかけてはどうか、というのが前回の議論のスタートでした。これに対して、委員の皆様から、さらに詳しい情報を求められたり、ご意見等があったことについて、配布資料によりご説明いただきました。現在、騒音規制法のかかっていない工業団地に規制をかけることについて、ただいまのご説明に対してご質問があればお願いします。それから新たに規制をかけるという方向について、本日さらにご意見があればご議論をいただきたいと思い |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | ます。 |
| 委員 | 新市域の各町が工業団地をつくって企業を誘致したとき、誘致の条件として騒音について何かあったのでしょうか。例えば特約か何かをつけているのでしょうか。 |
| 事務局 | 確認して報告させていただきます。 |
| 委員 | 追加で夜間の騒音測定を行うと言われた樟原工業団地と糸谷工業団地ですが、糸谷工業団地の周辺には住宅があるようですが、樟原工業団地は近隣の住宅は南側にあるだけでしょうか。 |
| 事務局 | もう少し引き伸ばした地図があれば良かったのですが、樟原工業団地の測定地点が黒い①番の右側の上の方に住宅街があります。また、少し下の方の右側に住宅が何件かあります。 |
| 委員 | 騒音に対する苦情はどうでしょうか。 |
| 事務局 | 担当者に確認したところ、今まで騒音に対する苦情はないのが実態です。樟原工業団地ですと６６ｄＢという騒音測定値のようですが、夜間にもこのような室外機の音がしているかどうか、再度測定したいと思います。 |
| 委員 | 規制地域の指定をすると、鳥取市の業務はどう変わりますか。 |
| 事務局 | 騒音規制法に伴う業務となりますので、まず届出をしていただき、基準を超えているようであれば是正をお願いしていきます。現在は、県条例に基づき夜間が対象となっていますが、先ほど申したとおり苦情がありませんので、特段騒音に関する業務を行っておりません。 |
| 委員 | 今のところ特段に業務がなく、新たに指定すると届出が行われて、それを受け付けるだけということでしょうか。特にモニタリング等の業務は発生しませんか。 |
| 事務局 | このたびの騒音測定については、現状の実態把握という観点で測定しました。地域指定後は、特定施設を有している工場・事業場は届出の義務が生じますので、その届出を受ける事務が発生します。定期的なモニタリングは、苦情等がない限りは他の工業地域と同様に行わないと思います。 |
| 委員 | 資料の中の岐阜市の規制基準で、多少今の鳥取市の規制基準との違いがあります。例えば、岐阜市の方が夜間の第１種区域が低めであるとか、第３種、第４種の朝夕の部分が少しずつ低めというのは、岐阜市には何か事情があったとか聞いてないでしょうか。 |
| 事務局 | 特に岐阜市に問い合わせをしておりません。全国的な状況を調べたところ、岐阜市がかなり細かい規定で区分けをしていましたので、鳥取市との対比ということで載せております。 |
| 委員 | 事業者の方は、届出の業務が必要ということですが、これは定期的なものですか。 |
| 事務局 | 届出は１回です。ただし工場の特定施設、また代表者等に変更が生じれば届出が必要になります。 |
| 委員 | 前回いろいろ資料のお願いをした立場として、質問ではなく意見を述べさせて |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | いただきます。詳しい資料と測定結果を出していただきありがとうございました。この測定結果がずっとこういう状態で、実態と合っているのであれば、前回示した（案）どおりの規制をかけても問題ないと思います。ただし、用瀬の樟原工業団地に深夜操業が１社あり、まだ騒音測定データがないということですが、もしすでに測定した朝夕の６６ｄＢ以上の騒音で深夜も操業しているということであれば、ここだけが問題かなと思います。逆に心配していた、現在４５ｄＢの規制がかかっていて、今度６５ｄＢになるというのもそう心配がないようです。現時点で４５ｄＢの規制がかかっているからどうだ、という感じではないようです。私としては、資料を見る限り規制をかけて問題はないと思います。 |
| 事務局 | 夜間測定をした職員に聞いたところ、測定した日も工場・事業所は深夜操業をしており、たまたま測定した日が、工場が休みのため低かった、ということではありませんので、実情にあった測定結果だと考えています。 |
| 委員 | 独自の騒音規制というか、一律なものでない規制基準の考え方について、いただいたデータや資料で伺った範囲では、特段６工業団地について、例えば５ｄＢ変化させるとか、この範囲内で厳しくするとか緩くするとかの特別な配慮をしなくても、現在の鳥取市の規制基準を当てはめて問題ないと思いますがどうでしょうか。 |
| 会長 | 特に異論、ご意見がないようでしたら大きな方向としては、前回事務局の説明があった（案）で、現在騒音規制法の指定地域になっていないところも新たに規制区域に指定して、鳥取市全体を整理するという方向で、答申の（案）を事務局で準備していただき、次回審議していただくという形で進めさせていただきたいと思います。その際に、地元町内会への説明会がこの後予定されているようですので、町内会等のご意見等が出てきましたら、それを踏まえた形で答申（案）を用意していただくということでいかがでしょうか。<br>続きまして、２番目の議題ですが、「消費税率引き上げ（５%～８%）に係るごみ処理手数料の改定について」、タイトルのつけ方について、ごみ処理手数料を値上げするという前提でこの議題を用意しているものではないことから、表現方法について配慮する必要があるかもしれませんが、事務局より用意されている資料の説明をお願いします。 |
| 事務局 | （資料説明） |
| 事務局 | このたび欠席されました委員よりご意見をいただきましたので、ご紹介いたします。<br>「ごみ処理手数料については値上げをしない見込みだと理解していますが、その場合市報でお知らせをした方が良いのではないでしょうか。市民の努力もあって今回値上げをしない旨を伝えることで、市民の皆さんが今後もごみの減量化について一層の努力を払っていただけるのではないでしょうか。」というご意見でした。事務局としてもご意見のとおりだと考えております。なお、市報等へのＰＲ方法については事務局に任せていただけたらと思います。 |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| 会長 | ご説明に対してご質問、ご確認あるいはご意見等を順次お願いしたいと思います。今年の４月から消費税が８%に値上がりしますが、それに伴いごみ処理手数料も値上げをしなくていいのだろうか。あるいは値上がりしなくても大丈夫なのだろうか、ということでした。これに対して、事務局が原価計算をすると、１枚あたり６０円というごみ袋の料金を値上げしなければならないほど、大きな値上がりにはならない、という計算になったがどうしましょうか、ということでした。 |
| 委員 | 前回資料の（７）周辺自治体における指定袋の料金状況一覧表についてですが、周辺自治体間でかなり金額の差が出ています。例えば鳥取市と岩美町とかなりの差がありますが、これはどのような原因が考えられますか。例えば実際の収支バランスを崩してでも他市町は行っているのでしょうか。 |
| 事務局 | 本市の場合は、ごみ処理手数料の概ね１０%を目安に袋の代金を設定しています。この割合については、各自治体の考え方によりますので、安く設定されているところは、その分の自治体の持ち出しが大きいものと考えられます。なお、資料の中で各自治体の今後の見込みをまとめておりますが、改めて確認したところ、検討中とある岩美町と若桜町については現行どおり、米子市については消費税１０５分の１０８をかけて再計算するとお聞きしております。 |
| 委員 | 米子市はいくらになるのでしょうか。 |
| 事務局 | 可燃の大、中、小、極小とありまして、６０円が６２円に、それ以外については１円ずつ値上げすると聞いております。 |
| 委員 | 県内では鳥取市と米子市の袋代が高いことから、ごみ削減への意欲が高い自治体ということを、他県との比較をされるときによく言われます。米子市はその意欲を更に見せたということでしょう。議論がずれるかもしれませんが、岩美町、若桜町は可燃物の処理に関しては、東部広域行政の中で神谷清掃工場にごみを持って行かれておりますので、どちらかと言えば削減の努力としてもう少し金額に表してほしいです。ごみを削減していくインセンティブは何だろうという話題の中で、それぞれの地域の中で可燃物処理場のない自治体は努力をすべきではないかと意見が良く出てきます。<br>いずれにしても個人で負担するのか、税金で払うのかについて、ごみを少なくする努力をしている人もあまり気にしていない人も、公平に税金で払うのがいいことかどうかという議論もあります。<br>消費者としては品物単価が上がったうえに、消費税も上がるというのは痛いというのはわかりますが、製造や委託に係るものには消費税が上がるのですから、品物単価が上がることについて、我々も一応消費税が上がるということに納得したうえですので、本来ならば上がっても当然だと思います。また、先ほど他の委員が意見された、その部分をしっかり市民に伝えるべきだ、というのは私もそう強く思います。 |
| 会長 | 他にご意見はありませんか。特段ないようでしたら、原価計算、その他、いろいろな分析に基づいて今回は料金値上げをしない、据え置くという方向で答申 |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | （案）を作っていただき、それを次回審議会で審議する形にさせていただきたいと思います。<br>　その他ということで、委員の皆さんからその他全般、ご意見等ございましたらお願いします。 |
| 委員 | 　南栄町にできるバイオマスの工場について、エネルギーを作るということで関心があります。発電による儲けが民間企業だということは残念ですが、わかっている範囲で何か情報がありましたら教えてください。 |
| 事務局 | 　お尋ねの事業については、民間企業がされる事業で、市側の担当窓口は林務水産課が行っております。これまで関係部局が何回か集まり、法規制等の協議を行っております。間伐材等で残った材木を燃やして電気エネルギーに変えるということで企業が計画しておりますが、詳細については次回の審議会の際にご報告いたします。 |
| 委員 | 　環境審議会で承るエリアはどういったものですか。環境といっても広いので教えていただきたい。 |
| 事務局 | 　今回のような諮問・答申という形であれば、明確な内容を示しながら審議していただくことになりますが、諮問等がない場合でも定期的に開く場合があります。例えば鳥取市の環境問題や湖山池の状況などを報告させていただくこともあります。本市が所管するものの中で対応させていただけたらと思います。 |
| 事務局 | 　環境審議会条例の中に、環境審議会の所掌事務は、廃棄物の処理及び再利用に関する基本的な事項、鳥取市自然保護及び環境保全条例の規定による保存・保護地区、保存樹木の指定、また、水道水源保全条例の規定による水道水源保全地域の指定に関すること、その他環境保全について必要な事項とされています。生活環境課が所管している仕事についてのご相談、アドバイスをいただけたらと考えています。 |
| 委員 | 　昨年度は環境基本計画もこの審議会で協議しています。 |
| 委員 | 　市のＨＰに騒音、振動規制法に基づく規制区域図があります。関心があって時々見るのですがわかりづらいです。もう少しわかりやすくしていただきたい。 |
| 事務局 | 　努力したいと思います。 |
| 委員 | 　公共事業の関係で、例えば千代川の河川敷や川原の工事とか、砂丘の遊歩道の付け替えなどの工事をしています。公共工事を行う場合の内部協議ですが、アセスメントをする際には、環境サイドに事前協議があるでしょうが、そうでないものについての環境への配慮はどういうシステムになっているのでしょうか。事前にいろいろ協議等が行われるようになっているのでしょうか。環境サイドとして、希望なり、注意事項なり意見が言えるようなシステムになっているのでしょうか。 |
| 事務局 | 　鳥取市は環境ＩＳＯを取得している関係で、それぞれの事業実施部所についても環境に配慮した仕事をするよう、チェックリスト等を含めてやっております。先ほど委員が言われたような鳥取市が行う事業について、事前に環境サイドに打診がきて一緒に検討する仕組みは特段にはないと思います。ただし、民間がある |

| 発言者 | 発言内容 |
| --- | --- |
| | 一定規模以上の工事をする場合に、法令の問い合わせを含めた打診はあり、その場合は環境サイドの意見を述べて回答するようになっております。 |
| 委員 | 例えば砂丘の辺を歩いてみると、この前の雪で相当松が被害に遭いその伐採作業をやっています。ところが、伐採した松を雪柳のあるところにどんどん置いているんですね。そこの業者がそういう風にやっているのかもしれませんが、環境への配慮した作業の仕方というのは、環境サイドが声を大きくして言わないと事業サイドはまったく配慮しません。重機がそのようなところをバンバン入り、貴重な植栽を荒らすことを平気でやっていますので、その辺を環境サイドが意識して、機会があるごとに注意してほしいと思います。 |
| 部長 | 以前、都市整備部におり、工事を出す側だったのですが、県も市も同じもので扱っているのですが、現場説明書、仕様書というものを契約書に付けております。その中で機械については、例えば低騒音、低振動を使ってくださいとか、工事にあたっては周辺住民への影響を考慮してください、環境に配慮した工法でやってください、といった内容を入れています。実際にどのようにしたかは、検査の時に確認するようにしております。一般的にはそのような形でするようにしております。ご指摘のように、業者によってそれが守られているかどうかのチェックはできていないかもしれませんが、県、市とも発注者としてはそのような要請をしているところです。 |
| 会長 | その他ということで、事務局の方から何かありますでしょうか。 |
| 事務局 | 次回、第３回の審議会でこの２件については最終審議とする計画です。予定としては２月の中旬に開催したいと思います。この時に本日の方向性を踏まえた答申（案）について、ご協議させていただきます。なお、答申（案）は、事前に皆様に送付いたします。また、騒音規制法については、今後、関係する地域審議会、集落の説明等を行いますので、そこでいただいた意見等を次回ご報告させていただきます。 |